

食料産業・6次産業化交付金実施要綱

農林水産事務次官依命通知		
制定	平成30年3月30日	29食産第5353号
改正	平成31年3月29日	30食産第5312号
改正	令和元年7月1日	元食産第653号
改正	令和2年3月31日	元食産第5877号
改正	令和3年3月31日	2食産第6669号

第1 趣 旨

農山漁村には農林水産物を始めとする優れた地域資源が豊富に存在しており、これらの地域資源について、1次産業の担い手である農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体のことをいう。以下同じ。）が、2次及び3次産業の担い手である流通業者、食品事業者等と連携しながら、その価値を高め、消費者や実需者等に提供する6次産業化、農商工連携又は地産地消の取組、地域資源の魅力の再発見に資する食育活動の取組、持続可能な循環資源の活用取組及び輸出の取組（以下「6次産業化等の取組」という。）を行うことは、農林漁業者等の所得を増大し、農山漁村を活性化するとともに、我が国経済の健全な発展と国民生活の安定向上にも貢献するものである。

このため、本要綱を制定し、食料産業・6次産業化交付金（以下「本交付金」という。）により、6次産業化等の取組を支援するものとする。

第2 目 的

本交付金により実施する事業（以下「本事業」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、農山漁村が有する地域資源を活用して新たな付加価値を生み出し、6次産業化等の取組の推進に資することを目的とする。

第3 事業の実施等に関して必要な事項

本事業の実施に関して必要な事項は、第4から第9までに定めるもののほか、次の（1）から（10）までに掲げる事業ごとに、それぞれの別記に定めるものとする。

- （1）6次産業化の推進体制整備事業 別記1
- （2）6次産業化の推進支援事業 別記2
- （3）地域での食育の推進事業 別記3
- （4）バイオマス利活用高度化の推進事業 別記4
- （5）メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業 別記5
- （6）フードバンク活動の推進事業 別記6

- (7) 研究開発・成果利用の促進事業 別記7
- (8) 6次産業化施設整備事業 別記8-1及び別記8-2
- (9) バイオマス利活用高度化施設整備事業 別記9-1及び別記9-2
- (10) 食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業 別記10

第4 事業の実施

1 成果目標の設定

事業実施主体は、別記に定めるところにより、本事業の具体的な成果目標を定めるものとする。ただし、第3の(4)に掲げる事業を除く。

2 事業の採択基準

採択基準については、次に定めるもののほか、それぞれの別記に定めるものとし、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）は、事業実施計画が採択基準を全て満たす場合に限り、第5の2及び3に規定する協議を行うものとする。

- (1) 事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること。
- (2) 事業費のうち事業実施主体の自己負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (3) 事業実施主体が、事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業実施計画が、本事業の目的に照らし、また本事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。
- (5) 事業実施計画において、本事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果の検証が行われることが見込まれるものであること（第3の(4)に掲げる事業を除く。）。
- (6) 事業実施主体が、本事業を自己資金若しくは他の助成金により実施中又は既に終了しているものでないこと。
- (7) 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定されるものであること。

3 事業費の低減

事業実施主体は、過剰な施設の整備等を排除するなど、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

4 費用対効果分析

第3の(8)及び(9)に掲げる事業を実施する事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、過剰投資とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、別記に定める手法を用いて費用対効

果分析を行うものとする。

第5 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成

都道府県以外の事業実施主体は、次の（１）から（10）までに掲げる事業ごとに、それぞれ定める様式により、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。また、都道府県が自ら事業実施主体となる場合は、次の（１）、（３）、（６）及び（７）に掲げる事業ごとに、それぞれ定める様式により、事業実施計画を作成するものとする。都道府県を含む事業実施主体が、その事業実施計画を変更したときも、同様とする。

- （１） 6次産業化の推進体制整備事業 別紙様式第1号
- （２） 6次産業化の推進支援事業 別紙様式第2号
- （３） 地域での食育の推進事業 別紙様式第3号
- （４） バイオマス利活用高度化の推進事業 別紙様式第4号
- （５） メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業 別紙様式第5号
- （６） フードバンク活動の推進事業 別紙様式第6号
- （７） 研究開発・成果利用の促進事業 別紙様式第7号
- （８） 6次産業化施設整備事業 別紙様式第8号
- （９） バイオマス利活用高度化施設整備事業 別紙様式第9号
- （10） 食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業 別紙様式第10号

2 都道府県事業実施計画の作成及び協議

（１） 都道府県知事は、1に定める事業実施計画（都道府県が自ら作成したものを含む。）を踏まえ、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、別紙様式第11号により地方農政局長等に提出し、その内容について協議するものとする。ただし、食料産業・6次産業化交付金の配分基準（平成30年3月30日付け29食産第5356号食料産業局長通知。以下「配分基準」という。）により、配分の対象となった事業実施計画の配分時点でのポイントを下回った場合は、協議することができないものとする。

（２） 都道府県知事は、（１）に定める都道府県計画に特認団体（法人格を有しない団体であって都道府県知事が地方農政局長等と協議の上、特に認める団体という。）の認定を受けようとする事業実施主体が含まれている場合は、当該都道府県計画に、別紙様式第12号の写し及び別紙様式第13号を添付して地方農政局長等に提出し、その内容について協議するものとする。

3 都道府県計画の変更又は中止若しくは廃止の協議

都道府県知事は、2の規定により作成した都道府県計画に、次の（１）から（６）までに掲げる事由が生じた場合、又は都道府県計画の中止若しくは廃止が生じた場合は、別紙様式第11号に当該都道府県計画を添えて地方農政局長等に提出し、その内容について協議するものとする。ただし、変更の内容が成果目標の達成に

資するものであって、次の（１）から（６）までのいずれにも該当しない場合は、この限りでない。

- （１）事業実施主体の変更（事業実施主体の追加、削除又は名称の変更）
- （２）事業実施主体の成果目標の変更（成果目標の変更又は目標値の変更）
- （３）特認団体又は都道府県が実施する事業の内容の変更
- （４）新商品の変更（第３の（８）に掲げる事業に限る。）
- （５）地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。以下「六次産業化・地産地消費」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づく認定又は第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の認定を受けた総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。以下「農商工等連携促進法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づく認定又は第 5 条第 1 項の規定に基づく変更の認定を受けた農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）の変更に伴う変更（第 3 の（８）に掲げる事業に限る。）
- （６）不用額の発生に伴う本交付金の額の減額（地方農政局長等が必要と認めた場合に限る。）

第 6 国の助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、本事業の実施、都道府県による指導等に必要な経費について、別に定めるところにより本交付金を交付する。
- 2 国は、都道府県に交付した本交付金に不用額が生じることが明らかになったときは、都道府県知事に対し、本交付金の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付された本交付金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

第 7 事業実施状況の報告等

- 1 報告
都道府県以外の事業実施主体は、別記に定めるところにより、別紙様式第 14 号による事業実施状況報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。ただし、本事業の実施年度が目標年度の事業については、当該報告をもって第 8 の 1 の報告に代えることができるものとする。
- 2 事業実施主体に対する措置
都道府県知事は、事業実施主体から 1 に定める事業実施状況報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断したときは、当該事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。
- 3 地方農政局長等への報告
都道府県知事は、自ら事業実施主体となっている場合は、それぞれの別記に定

める目標年度までの期間に応じ、別紙様式第 14 号による事業実施状況報告書を作成し、1 の規定により都道府県以外の事業実施主体から報告があった際の事業実施状況報告書と併せて、報告があった年度の 7 月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

4 都道府県知事に対する指導

(1) 3 の規定により報告があった地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、都道府県知事を指導するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1) に規定する指導を行った場合は、当該指導の内容の報告があった年度の 12 月末までに、第 3 の (3) に掲げる事業については消費・安全局長に、第 3 の (3) に掲げる事業以外の事業については食料産業局長に、それぞれ報告するものとする。

5 都道府県知事に対する報告徴収

地方農政局長等は、都道府県知事に対し、4 に定める報告のほか、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。

第 8 事業成果の評価等

1 報告

都道府県以外の事業実施主体は、別記（第 3 の (4) に掲げる事業を除く。）に定めるところにより、本事業の実施によって得られた成果について評価し、別紙様式第 14 号による事業評価報告書を作成の上、都道府県知事に報告するものとする。

2 改善措置の指導等

都道府県知事は、事業実施主体から 1 に定める事業評価報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、事業実施計画に定めた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認めるときは、当該事業実施主体に対して、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

3 地方農政局長等への報告

都道府県知事は、自ら事業実施主体となっている場合は、それぞれの別記に定める目標年度までの期間に応じ、別紙様式第 14 号による事業評価報告書を作成し、1 の規定により都道府県以外の事業実施主体から報告があった際の事業評価報告書と併せて、報告があった年度の 9 月末（第 3 の (3) に掲げる事業については 7 月末）までに、地方農政局長等に報告するものとする。

4 本事業の成果に係る評価

(1) 3 の規定により報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、本事業の成果に係る評価を行うものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1) の評価の結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するものとする。

(3) (1) による評価及び(2) による指導を行った場合は、当該評価の結果及び当該指導の内容を評価及び指導を行った年度の12月末までに、第3の(3) に掲げる事業については消費・安全局長に、第3の(3) に掲げる事業以外の事業については食料産業局長に、それぞれ報告するものとする。

第9 交付対象事業の公表

都道府県知事は、本事業の適正な実施及び透明性の確保に資するため、本事業(第3の(8) 及び(9) に掲げる事業に限る。) を完了したときは、実施した本事業の概要について、都道府県のホームページに掲載する等の方法により、本事業の完了年度の翌年度の7月末までに公表するものとする。

第10 その他

事業実施主体は、本事業の遂行状況等について、都道府県知事に随時報告するほか、地方農政局長等又は都道府県知事の求めに応じて報告を行い、適切な本事業の執行に努めるものとする。

第11 第4から第10までの規定の適用の特例

第3の(10) に掲げる事業に係る第4から第10までの規定については、別記10の規定を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 本通知の施行に伴い、6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱(平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知。以下「旧実施要綱」という。)は廃止する。この場合において、この通知による廃止前の旧実施要綱の規定に基づき、平成29年度までに実施した事業又は、平成30年度以降に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例

による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業又は令和2年度以降に繰り越して実施される事業（第3の（3）の事業の第7の1、第8の4の報告及び第3の（9）の事業の第7の3の報告、第8の3の報告を除く。）については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業又は令和3年度以降に繰り越して実施される事業については、なお従前の例による。

- | | |
|-------|--|
| 別記1 | 6次産業化の推進体制整備事業 |
| 別記2 | 6次産業化の推進支援事業 |
| 別記3 | 地域での食育の推進事業 |
| 別記4 | バイオマス利活用高度化の推進事業 |
| 別記5 | メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業 |
| 別記6 | フードバンク活動の推進事業 |
| 別記7 | 研究開発・成果利用の促進事業 |
| 別記8－1 | 6次産業化施設整備事業 |
| 別記8－2 | 6次産業化施設整備事業に関する交付対象事業事務及び交付対象経費の取扱い |
| 別記9－1 | バイオマス利活用高度化施設整備事業 |
| 別記9－2 | バイオマス利活用高度化施設整備事業に関する交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い |
| 別記10 | 食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業 |

（様式関係）

【実施要綱本文様式】

- ・別紙様式第1号 食料産業・6次産業化交付金（6次産業化の推進体制整備事業）実施計画書
- ・別紙様式第2号 食料産業・6次産業化交付金（6次産業化の推進支援事業）実施計画書
- ・別紙様式第3号 食料産業・6次産業化交付金（地域での食育の推進事業）実施計画書
- ・別紙様式第4号 食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用高度化の推進事

- 業) 実施計画書
- ・別紙様式第 5 号 食料産業・6 次産業化交付金（メタン発酵バイオ液肥等の利用促進事業）実施計画書
 - ・別紙様式第 6 号 食料産業・6 次産業化交付金（フードバンク活動の推進事業）実施計画書
 - ・別紙様式第 7 号 食料産業・6 次産業化交付金（研究開発・成果利用の促進事業）実施計画書
 - ・別紙様式第 8 号 食料産業・6 次産業化交付金（6 次産業化施設整備事業）実施計画書
 - ・別紙様式第 9 号 食料産業・6 次産業化交付金（バイオマス利活用高度化施設整備事業）実施計画書
 - ・別紙様式第 10 号 食料産業・6 次産業化交付金（食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業）実施計画書
 - ・別紙様式第 11 号 食料産業・6 次産業化交付金の都道府県計画の協議
 - ・別紙様式第 12 号 食料産業・6 次産業化交付金の特認団体認定申請書
 - ・別紙様式第 13 号 食料産業・6 次産業化交付金における特認団体に係る認定協議
 - ・別紙様式第 14 号 食料産業・6 次産業化交付金の事業実施状況報告及び評価報告

【別記 1、別記 2、別記 3、別記 4、別記 5、別記 6、別記 7、別記 8－1、別記 9－1 及び別記 10 共通様式】

- ・別紙様式第 15 号 食料産業・6 次産業化交付金に関する交付決定前着手届

【別記 2 様式】

- ・別紙様式第 16 号 食料産業・6 次産業化交付金の事業収益状況報告書

【別記 4 様式】

- ・別紙様式第 17 号 食料産業・6 次産業化交付金（バイオマス利活用高度化の推進事業）に関する整備状況報告書

【別記 8－1 様式】

- ・別紙様式第 18 号 食料産業・6 次産業化交付金の 6 次産業化施設整備事業に関する費用対効果分析（投資効率）

【別記 8－2 様式】

- ・別紙様式第 19 号 食料産業・6 次産業化交付金の 6 次産業化施設整備事業に関する交付決定前着手届
- ・別紙様式第 20 号 食料産業・6 次産業化交付金の 6 次産業化施設整備事業に関する入札結果報告・着手届

- ・別紙様式第 21 号 食料産業・6 次産業化交付金の 6 次産業化施設整備事業に関するしゅん功届
- ・別紙様式第 22 号 6 次産業化施設整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

【別記 9－1 様式】

- ・別紙様式第 23 号 食料産業・6 次産業化交付金のバイオマス利活用高度化施設整備事業に関する費用対効果分析（投資効率）

【別記 9－2 様式】

- ・別紙様式第 24 号 食料産業・6 次産業化交付金のバイオマス利活用高度化施設整備事業に関する交付決定前着手届
- ・別紙様式第 25 号 食料産業・6 次産業化交付金のバイオマス利活用高度化施設整備事業に関する入札結果報告・着手届
- ・別紙様式第 26 号 食料産業・6 次産業化交付金のバイオマス利活用高度化施設整備事業に関するしゅん功届
- ・別紙様式第 27 号 バイオマス利活用高度化施設整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

【別記 10 様式】

- ・別紙様式第 28 号 食料産業・6 次産業化交付金の食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業に関する交付決定前着手届
- ・別紙様式第 29 号 食料産業・6 次産業化交付金の食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業に関する入札結果報告・着手届
- ・別紙様式第 30 号 食料産業・6 次産業化交付金の食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業に関するしゅん功届
- ・別紙様式第 31 号 食料産業・6 次産業化交付金の食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届
- ・別紙様式第 32 号 食料産業・6 次産業化交付金の食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業の認定団体申請書